１週間単位の非定型的変形労働時間制は、規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度です。労基署所定の様式にて、労基署への届出が必要です。

**１週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定書**

株式会社○○○○（以下「会社」という。）と株式会社○○○○従業員代表□□□□は、１週間単位の非定型的変形労働時間制に関して、次のとおり協定する。

（所定労働時間・休憩）

第 条　毎週○曜日から○曜日までを１週間とする１週間単位の非定型的変形労働時間制を採用する。１週間の所定労働時間は４０時間とし、１日の所定労働時間は１０時間を超えないものとする。

２　各従業員の各日の始業・終業時刻および休憩時間は、毎週○曜日までに、次の１週間分の勤務予定表を各人別に明示するものとする。

３　各日の所定労働時間について希望がある従業員は、毎週○曜日までに会社に申し出るものとし、会社は希望を尊重して各日の所定労働時間を決定するものとする。

（休日）

第 条　休日は４週６日とし、前項の勤務予定表にて従業員ごとに指定するものとする。

（勤務の変更）

第 条　緊急やむを得ない場合は、前日までに書面で通知することにより、第1条の所定労働時間を変更し、または前条の休日を振り替えることができる。この場合においても、所定労働時間は第1条の時間を超えないものとする。

（対象従業員）

第 条　本協定による非定型的変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

（1）18歳未満の年少者

（2）妊娠中または産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（3）育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（4）その他必要と認めた者

（割増賃金の支払い）

第 条　従業員が、会社が通知した各日の所定労働時間を超え、または休日に労働した場合には、別に定める給与規程に基づき割増賃金を支払うものとする。

（協議）

第 条　1週間単位の非定型的変形労働時間制に関して問題、疑義が生じた場合は協議する。

（有効期間）

第 条　本協定の有効期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの１年間とする。

　　年　　月　　日

株式会社○○○○

代表取締役 　　 　　　印

従業員代表 　　 　　　印